

重要事項説明書 (通所型サービスA用)

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている通所型サービスAについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「岸和田市通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成29年4月1日）」の規定に基づき、通所型サービスA提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 通所型サービスAを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 貴陽
代表者氏名	代表取締役 川本 修次
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	〒596-0805 岸和田市田治米町 415-9 電話番号 072-443-6118
法人設立年月日	昭和62年10月2日

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	ハツラツ倶楽部 みんなのふるさと
介護保険指定 事業者番号	2791100353
事業所所在地	岸和田市三田町 117-1
連絡先 相談担当者名	電話番号 072-443-6118 FAX 番号 072-448-6661 担当者：奥真由美、西幸宏
事業所の通常の 事業の実施地域	岸和田市
利用定員	(1単位目) 1名、(2単位目) 2名、(3単位目) 2名、 (4単位目) 1名、(5単位目) 3名

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防の為、適切なサービスの提供に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	9時～18時

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日～金曜日 (年末年始 12月31日～1月3日を除く) 土・日曜日 休み
サービス提供時間	1 単位目：午前9時30分～午後12時45分まで (月曜・火曜・金曜) 2 単位目：午前9時30分～午後12時45分まで (水曜・木曜) 3 単位目：午後13時30分～午後16時45分まで (月曜) 4 単位目：午後13時30分～午後16時45分まで (火曜・木曜) 5 単位目：午後13時30分～午後16時45分まで (金曜)

(5) 事業所の職員体制

管理者	中村 容子
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所型サービスA計画を作成するとともに利用者等への説明を行い、同意を得ます。 4 利用者へ通所型サービスA計画を交付します。 5 通所型サービスAの実施状況の把握及び通所型サービスA計画（介護予防通所介護計画）の変更を行います。	常勤 1名 (又は 非常勤 名)
従事者	1 通所型サービスA計画(介護予防通所介護計画)に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護を行います。	常勤 1名 非常勤 0名
事務職員	1 第1号事業支給費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 0名 非常勤 0名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サービスの内容
通所型サービスA計画（介護予防通所介護計画）の作成等		<ol style="list-style-type: none"> 1 利用者に係る介護予防支援事業者等が作成した介護予防サービス計画（ケアプラン）等に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所型サービスA計画（介護予防通所介護計画）を作成します。 2 通所型サービスA計画（介護予防通所介護計画）の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。また、計画を作成した際は、利用者に交付します。 3 通所型サービスAの提供にあたっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法について、理解しやすいように説明します。 4 通所型サービスAの事業者は、計画に基づくサービスの提供の開始から、少なくとも1月に1回は、利用者の状況やサービスの提供状況について、介護予防サービス計画等を作成した介護予防支援事業者等に報告します。 5 通所型サービスA計画（介護予防通所介護計画）に基づくサービスの提供の開始時から、当該通所型サービスA計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型サービスA計画の実施状況の把握（「モニタリング」という。）を行います。 6 上記のモニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型サービスA計画（介護予防通所介護計画）の変更を行います。
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を行うことがあります。
日常生活上の世話	食事の提供及び介助	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。
	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行います。
	移動・移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介助を行います。
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
その他	レクリエーション	集団的に行うレクリエーションや歌唱、体操などを行います。
	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。

(2) 通所型サービスA従業者の禁止行為

通所型サービスA従業者はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。）
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

別紙1

4 その他の費用について

別紙1

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月5日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の10日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 現金支払い（次回ご利用時にご持参下さい） イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2か月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間等）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援認定等を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請等が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防支援等が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 利用者に係る介護予防支援事業者等が作成する「介護予防サービス計画（ケアプラン）」等に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所型サービスA計画（介護予防通所介護計画）」を作成します。なお、作成した「通所型サービスA計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (4) サービス提供は「通所型サービスA計画（介護予防通所介護計画）」に基づいて行います。なお、「通所型サービスA計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (5) 通所型サービスA従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 中村 容子
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

8 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性……利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
<p>② 個人情報の保護について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する通所型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市区町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者等（地域包括支援センターより介護予防支援等の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。）に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する通所型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名：三井住友海上 保険名：賠償責任補償 補償の概要：保証金額 100,000,000円

12 心身の状況の把握

通所型サービスAの提供にあたっては、介護予防支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 介護予防支援事業者等との連携

- ① 通所型サービスAの提供にあたり、介護予防支援事業者等及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所型サービスA計画」の写しを、利用者の同意を得た上で介護予防支援事業者等に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに介護予防支援事業者等に送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 通所型サービスAの実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 非常災害対策

- ① 事業所に災害対策に関する担当者（防火管理者）を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者（防火管理者）職・氏名：（ 管理者・中村 容子 ）

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
避難訓練実施時期：（毎年2回 6月・12月）

16 衛生管理等

- ① 通所型サービスAの用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- ② 通所型サービスA事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じます。
- ③ 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

17 通所型サービスAのサービス内容の見積もりについて

○ このサービス内容の見積もりは、あなたの介護予防サービス計画等に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 提供予定の通所型サービスAの内容と利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）

曜日	提供時間帯	サービス内容				介護保険適用の有無	利用料(月額)	利用者負担額(月額)
		送迎	食事提供	レクリエーション	その他 () ()			
	～	○	○ 保険適用外	○		○	円	円

(2) その他の費用

① 送迎費の有無	重要事項説明書 4-①記載のとおりです。
② 食事の提供に要する費用	重要事項説明書 4-②記載のとおりです。
③ おむつ代	重要事項説明書 4-③記載のとおりです。
④ 日常生活費	重要事項説明書 4-④記載のとおりです。

(3) 1月あたりのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	
----------	--

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1か月以内とします。

18 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した通所型サービス A に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置等・相談及び苦情に関する常設の窓口を設置し、相談担当者を設けている。

常設窓口：電話 072-443-6118 FAX 072-448-6661

担当者：西幸宏 又は 奥真由美

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 ハツラツ倶楽部 みんなのふるさと 担当者：西・奥	(所在地)岸和田市三田町 117-1 (電話番号)072-443-6118 (ファックス番号)072-448-6661 (受付時間)9時～18時 (土・日を除く)
【市町村(保険者)の窓口】 岸和田市役所 介護保険課	(所在地)岸和田市葛城町 7 番 1 号 (電話番号)072-423-9475 (ファックス番号)072-423-6927 (受付時間)9時～17時 30分(土日・祝日を除く)
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	(所在地)大阪市中央区常番町 1 丁目 3 番 8 号 中央大通 FNビル内 (電話番号)06-6949-5418 (ファックス番号)06-6949-5417 (受付時間)9時～17時(土日・祝日を除く)

19 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年	月	日
-----------------	---	---	---

上記内容について、「岸和田市通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成29年4月1日）」の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	〒596-0805 岸和田市田治米町 415-9	
	法人名	株式会社 貴陽	印
	代表者名	代表取締役 川本 修次	
	事業所名	ハツラツ倶楽部 みんなのふるさと	印
	説明者氏名		印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

別紙 1 R6. 4. 1～

★提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

サービスの提供区分	サービスの内容	基本利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
通所型サービスA21	事業対象者・要支援1 1回につき・週1回程度の利用・ 1月の中で全部で4回まで	3,400円	340円	680円	1,020円
通所型サービスA11	事業対象者・要支援1 1月につき・週1回程度の利用・ 月5週ある場合など、月5回以上のサービスを行った場合	14,020円	1,402円	2,804円	4,206円
	日割りとなる場合	460円	46円	92円	138円
通所型サービスA22	事業対象者・要支援2 1回につき・週2回程度の利用・ 1月の中で全部で8回まで	3,480円	348円	696円	1,044円
通所型サービスA21	事業対象者・要支援2 1月につき・週2回程度の利用・ 月5週ある場合などで月9回以上のサービスを行った場合	28,240円	2,824円	5,648円	8,472円
	日割りとなる場合	930円	93円	186円	279円

※ 通所型サービスAは、引きこもりがちな高齢者や軽度認知症等のリスクのある利用者に対し行う、自立支援に資する通所サービス等とし、そのサービス提供時間の目安は1回3時間以上となります。

※ 提供回数が一定回数を超え月包括単位での請求、かつ以下の事由に該当する場合は、（ ）内の日をもって日割り計算を行います。

- ・ 月途中からサービス利用を開始した場合（契約日）
- ・ 月途中でサービス利用を終了した場合（契約解除日）
- ・ 月途中に要介護から要支援に変更になった場合（変更日）
- ・ 月途中に要支援から要介護に変更になった場合（変更日）
- ・ 同一市町村内で事業所を変更した場合（変更日）

※ 月平均の利用者の数が当事業所の定員を上回った場合及び通所型サービスA従業者の数が人員配置基準を下回った場合は、上記金額のうち基本単位数に係る翌月（又は翌々月）の利用料及び利用者負担額は、70/100となります。

★その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。
② キャンセル料	<p>サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルのご連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。</p> <p>※ただし、利用者の病状の急変や入院等の場合は、キャンセル料を請求いたしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 24 時間前までのご連絡の場合⇒キャンセル料は不要です。 ・ 24 時間前以降のご連絡、またはご連絡のない場合⇒1 提供当りの利用料の利用者負担額を請求いたします。
② 食事（おやつ）の提供に要する費用	<p>食事代 590 円（提供する場合、1 回あたり） おやつ代 50 円（提供する場合、1 回あたり）</p> <p>※食事のキャンセルは 5 日前までをお願いいたします。5 日前までにキャンセルできない場合は食事代がかかりますのでよろしくお願いいたします。</p>
③ おむつ代(1 枚)	テープタイプ 170 円、パンツ 140 円、フラット 50 円、尿パット 50 円
④ 日常生活費	実費徴収いたします（内訳：趣味的活動の材料費、行事に係る費用等）
⑤ 洗濯代	洗濯代 1 回 50 円（必要な場合）